

# 非参加者のためにミニ・パブリクスは どうあるべきか

—決定方略と判断集約の観点から—

坂井 亮太

## 1. はじめに

ミニ・パブリクス (mini-publics) と呼ばれる無作為抽出された小集団による熟議が世界各地で実践されている (Fung, 2003, p. 339; Smith, 2009, chap. 3; 篠原, 2012; Elstub and McLaverty, 2014, Introduction)。ファンの定義によれば、ミニ・パブリクスとは、限定された人数の参加者間で行われる公共の熟議フォーラムのことを指す (Fung, 2003, pp. 338-39)<sup>1</sup>。今日、参加者の無作為抽出をミニ・パブリクスの構成的要素とみなす研究が多い (Smith, 2009, p. 72; 篠原, 2012, vii)<sup>2</sup>。

篠藤によれば、ミニ・パブリクスは、政治家や公務員を典型とする「職業的市民」によって担われてきた国家の統治機構の機能不全に対する危機意識を背景に、1970年代に参加民主主義の実践形態として市民が政治に参加する手段を提供することを目指して導入されたという (篠藤, 2012, p. 64)<sup>3</sup>。それ以来、今日に至るまで世界各地で複数の手法が開発され、また数多くの実践が重ねられてきた。計画細胞会議 (planning cells) のほか、市民陪審 (citizens' juries)、コンセンサス会議 (consensus conferences)、討論型世論調査 (Deliberative Polling)、計画細胞会議の日本における実践例である市民討議会などはミニ・パブリクスの代表例である。スミスは、ミニ・パブリクスの実践は、代表制民主主義の機能不全を補完することを通じてデモ

クラシーへの信頼を高める手段としてその意義が認められていると指摘する (Smith, 2009, pp. 3-4)。加えて、エルスタブとマクラバティーは、規範的政治理論において提唱された熟議民主主義の理念を実際に制度化していく手段としてもミニ・パブリクスの意義が認められていると指摘する (Elstub and McLaverty, 2014, p. 14)。

秋吉の2002年の論文からは、日本におけるミニ・パブリクスの初期の導入事例は、ミニ・パブリクスがもつ合意形成機能に着目したものであり、地域における嫌悪施設等の負担問題の解決策として受容されてきたことがうかがえる (秋吉, 2002)。2011年3月に発生した福島第一原子力発電所事故をうけて2012年8月に実施された「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」では、2030年における日本の原発依存度を0%、15%、20-25%という三つのシナリオから選択する課題が話し合わせ、メディア報道を通じて広く国民にミニ・パブリクスの実践が知られるようになった。今日では、我が国の基礎自治体レベルにおいて複数の熟議的な市民参加手法が実践されていることが長野によって指摘されている (長野, 2014, p. 41)。

ミニ・パブリクスの実践が広がりを見せる過程で浮上してきたのが、ミニ・パブリクスにおけるミクロの熟議実践をマクロの公共圏や公共政策にいかに関係させるのかという課題である。ミニ・パブリクスの実践が広まる一方で、ミニ・パブリクスの結果を公共政策に直接反映させる事例は多くない。その理由の一つに、ミニ・パブリクスが議会や選挙と同じレベルの代表性を満たせないことへの懸念がある。無作為抽出であっても、拘束時間が長時間におよぶ熟議の場に参加する市民は、時間に余裕のある高齢者などの特定の層に限られてしまう。あるいは、意見の代表性を確保しようとしても、各争点で誰の意見を代表させるかを中立的に決定することもまた困難である。ライフは、ミニ・パブリクスの実践がもつ影響力は未だに拘束力のない形での政策提言と参加者に対する教育効果に限られていると指摘する (Ryfe, 2005, p. 61)。また、スミスは、ミニ・パブリクスが政治的意思決定に対して

強い影響力を持たないことは、民主的な制度に求められる人民による統治という規範的要請を実現できない問題を生むと指摘する (Smith, 2009, p. 12)。

ミニ・パブリクスの影響力の弱さの問題を解決するうえでの難しさは、ミニ・パブリクスが選挙のような大規模な参加を通じた代表性の確保という手段ではないという制約の下で、ミニ・パブリクスが非参加者や政策決定者にとっての正統な参照点となるための構想を描くことにある。これまでに、ハーバーマスによりマスメディアや公共圏を介してミニ・パブリクスの影響力を政治的意思決定過程に接続する理論的展望が提示されてきた (Habermas, 2006, pp. 411-12)。あるいは、ミニ・パブリクスに理想的公衆としての地位を付与することにより、その影響力を確保する試みがなされてきた (フィッシュキン, 2011, p. 51)<sup>4</sup>。しかし、どのようにして熟議において表明された意見を集約し公表するのかという実践的に重要な課題についての検討は不十分に留まっている。

本稿では、新たにミニ・パブリクスの参加者に対して加算型の情報探索を促すべき三つの理由を指摘し、その結果を集約する手続として「前提判断に基づく決定手続」(premise-based procedure)の有効性について論じる。本稿のねらいは、これらの議論を通じて、ミクロレベルの熟議をマクロレベルの公共圏および政策決定に接続するためのひとつの手掛かりを提示することにある。

本稿の新奇性は第一に、ミニ・パブリクスの参加者に要請される情報探索の方式とその正当化理由、および対応する集約手続について新たに議論する点にある。既にオーバーは、特定の観点や前提判断についての経験や知識を有している知者を領域専門家として認定し、彼らに特定の観点や前提判断についての判断形成を委ねたうえでその結果を集計する提案を行ってきた (Ober, 2013, p. 105)。また坂井は、オーバーの議論に存在していた専門家を特定する過程を回避して、熟議の参加者自身が知識や意見をもつと考える部分にのみ判断を下すことで同様の効果が期待できることを指摘してきた (坂井, 2015, pp. 292-94)。しかし、ミニ・パブリクスの参加者に特に要請される情報探

索の方式と集約手続については、これまで十分に議論されてこなかった。また、ミニ・パブリクスに参加者に加算型の情報探索を促すことの正当化理由についても従来検討されておらず、本稿において新たに議論する事項となる。

本稿の新奇性は第二に、社会的選択理論の議論枠組を多属性意思決定 (multiple criteria decision-making, MCDM) の議論に拡張する既存の試みに、先行研究においては論じられていなかった「推論のジレンマ」の問題を補うことにある。社会的選択理論は、提示された選択肢群に対する個人の選好を集計することで集合的決定を導こうとしてきた。一方、心理学を端緒とする MCDM の議論は、人間が選択肢を選ぶ際に複数の考慮事項を探索して選択を行うことを明らかにしてきた (e.g. Payne, 1993, pp. 20-69)。近年では、社会的選択理論の議論枠組を MCDM を包摂できるように拡張する議論が展開されている (Nurmi and Meskanen, 2000)。しかし、ヌルミとメスカネンの先行研究では、「推論のジレンマ」の問題は取り上げられていない (Nurmi and Meskanen, 2000, pp. 298-304)。本稿は、先行研究においては論じられていなかった「推論のジレンマ」の問題を補い、社会的選択理論の MCDM への拡張をさらに進める試みである。

本稿では以下のことが論じられる。第2節では、ミニ・パブリクスをめぐる実践と研究の関心が内部的妥当性の確保から外部的妥当性の確保へと変化しつつあることを指摘する。第3節では、非参加者のためにミニ・パブリクスはどうあるべきかを考察する。特に、複数ある情報探索の方略のなから、ミニ・パブリクスに参加者に加算型の情報探索を促すことが正当化される三つの理由を指摘する。第4節では、加算型の情報探索を促すことのデメリットとして判断集約の際に生じる論理的不整合の問題を取り上げ、その解決策として「前提判断に基づく決定手続」の有効性を議論する。第5節では、理由と結論の合理的関係性を提示するという課題にミニ・パブリクスの実践が十分に応えることができているのかを、世界各国で行われている討論型世論調査 (deliberative polling) を例に検討する。

## 2. 内部的妥当性の確保から外部的妥当性の確保へ

本節では、ミニ・パブリクスの実践と研究の関心が、内部的妥当性の確保から外部的妥当性の確保へと向かいつつある今日の状況を概観する。

### 代表性への批判

これまでに、ミニ・パブリクスの代表性を疑問視する批判が提起されてきた。通常ミニ・パブリクスに参加できる市民は十数名から最大でも数百名にとどまる。これを選挙における有権者数と比べれば、両者の参加人数には非常に大きな乖離がある。ラフォントは、ミニ・パブリクスにおける代表性の欠如を念頭に、ミニ・パブリクスが導いた結論を直接政策形成に反映させる試みを批判する (Lafont, 2014, pp. 47-50)。

代表性には、デモグラフィックな属性の代表と意見の代表という二つの考え方がある。しかし、いずれの代表性の考え方においてもミニ・パブリクスの実践は困難を抱えている。ミニ・パブリクスでは、デモグラフィックな代表性の実現をめざして無作為抽出による参加者の選定が行われる。しかし、無作為抽出の手法は万能ではない。ミニ・パブリクスの実践では、往々にして参加者のセルフ・セレクション・バイアスを排除することができない。ミニ・パブリクスでは無作為抽出による参加者選出と謝礼の支払いが行われるとはいえ、長時間の討論に実際に参加する市民は特定の層に限られてしまう (典型的には時間に余裕のある退職者男性)。これまで、エイカーマンとフィッシュキンにより「熟議の日」と呼ばれる市民全員が参加する熟議イベントを随時開催する提案もなされてきた (Ackerman and Fishkin, 2002, p. 129)。しかし、現実にはコスト、時間、人々の関心には希少性があり「熟議の日」が実効的となる保証はない。

ミニ・パブリクスは、意見の代表性を実現することにも困難を抱えている。ステークホルダーあるいは問題当事者を熟議的に顕在化させていくことが理論的に展望されている (松尾, 2016, pp. 360-62)。とはいえ実際には、どのような意見を誰に代表させるかをめぐり、あるいはステークホルダーは誰で

あるかをめぐり、時間的制約の中でミニ・パブリクスの実施者による主観が介入する余地を排除できない。また、ミニ・パブリクスの実施者に対して政治的な圧力がかけられる可能性も否定できない。

このような代表性についての懸念ゆえに、ミニ・パブリクスを通じて導かれた提案に法的拘束力を持たせる取り組みは少ない<sup>5</sup>。これまでの研究上の関心は、主にミニ・パブリクスを通じた政策担当者や公共的議論への情報提供という側面に向けられてきた。討論型世論調査、コンセンサス会議、市民陪審、市民討議会といった数多くの実践の目的は、メディア、議会、一般公共圏における熟議の喚起に限定されており、これまでフォーマルな公共圏である議会や行政の決定を拘束することは目的とされてこなかった。計画細胞会議のようにミニ・パブリクスが導いた結論を政策決定者が参照するように事前に契約を交わしておく実践も存在するが、それでも政策決定者を拘束することは予定されていない (Smith, 2009, p. 77)<sup>6</sup>。

### 内部的妥当性

ミニ・パブリクスに対する正統性の確保は、市民の政治参加を擁護するために不可欠の課題である。フィッシュキンは、ミニ・パブリクスが正統性を確保するために必要となる要素を内部的妥当性 (internal validity) と外部的妥当性 (external validity) に区別する (2011, p. 51)。

これまでのミニ・パブリクス研究において焦点となってきた課題は、内部的妥当性の確保であった。内部的妥当性とは、ミニ・パブリクス内部において適切な熟議プロセスが担保されていることを意味する。

スミスは、①包括性、②熟慮された判断、③透明性といった民主的目的の実現をミニ・パブリクスの評価基準として挙げている (Smith, 2009, pp. 12-13)<sup>7</sup>。これらの民主的目的は、内部的妥当性の達成を測るための尺度とすることができる。ミニ・パブリクスの一般的な実践は共通してこれらの目的の実現を目指している。①包括性は、広範な参加と意見表明を通じて政治的平等を実現するために必要とされる (Smith, 2009, p. 12)。例えば、カ

ナダのブリティッシュ・コロンビア州での市民議会 (the British Columbia Citizens' Assembly) の実践では、包括性は無作為抽出による参加者のリクルートメントおよび小グループ討議における公正な対話を促進するルールの履行を通じて確保されている (Smith, 2009, p. 86)<sup>8</sup>。これらの工夫は、参加者全員に発言を促すファシリテーターの配置とともにミニ・パブリクスの実践において一般的なものである。フィッシュキンは、②熟慮された判断を討論型世論調査において生み出すために、政治的影響力を行使できる可能性の提供、中立的な情報提供、検討時間の確保、討論機会の提供、議論のファシリテーションといった工夫を通じて、有権者を無関心・無能力のまま放置しないことを目指している (2011, p. 28)。③透明性には、参加者自身がどのような条件の下で参加しているのか、議題はどのように選択されたのか、運営主体は誰か、議論の結論はどのように政治的決定に影響を与えるのかといった点について理解していることが要請される (Smith, 2009, p. 25)。対外的な透明性の確保には、メディアによる報道を通じてミニ・パブリクスの実施状況が広く伝達される必要がある。スミスは、ほぼ全てのミニ・パブリクスの実践が実施報告を公表しているが、それが主要メディアで取り上げられることは稀である点に課題を抱えていると指摘している (Smith, 2009, p. 102)。

### 外部的妥当性

近年、意識され始めたのがミニ・パブリクスの外部的妥当性を確保するための課題である。外部的妥当性をめぐる課題は、熟議フォーラムの「影響」研究として位置づけられる。

ドライゼクとニーメイヤーによれば、ミニ・パブリクスがフォーラム外部に対してもつ影響には次のような種類がある。①直接的に政治的な意思決定を行う (実際には稀である)、②政策過程のなかで採用される、③公共の討議に情報提供をする、④世論の方向づけを行う、⑤政策の受容可能性を事前に検証する、⑥政策の正統性を高める、⑦参加者の政治信頼を高める、⑧政策の説明責任を負う官公吏に対する公衆の監視の機会を提供するなどである

(Dryzek and Niemeyer, 2010, pp. 168-69)。また、公共圏を通じてミニ・パブリクスを政治的意思決定過程に間接的に接続させる構想については、ハーバーマスの哲学的な理論構想のなかでマスメディアの活用が言及されるにとどまり、このリンクについての具体的な提案が示されるには至っていなかった (Habermas, 2006)。

しかし近年、ミニ・パブリクスにおいて形成された意見を政策形成過程のなかでどのように位置づけるべきかというマイクロ・マクロ・リンクの課題が規範的政治理論において指摘されるようになった (Goodin and Dryzek, 2006, p. 220; Hendriks, 2006, pp. 486-87; Lafont, 2014, pp. 40-42)。マンズブリッジらにより、複数の熟議フォーラムによる協働の構想である「熟議システム」(deliberative systems)の概念も提示された (Mansbridge et al., 2012, p. 2)。もちろん、内部的妥当性と外部的妥当性は相補的な関係にある。内部的妥当性のないミニ・パブリクスは外部的妥当性をもち得ない。また、外部的妥当性のないミニ・パブリクスは、熟議民主主義の制度化という目的を果たさない。ミニ・パブリクスの実践の正当化には、内部的妥当性と外部的妥当性の両方が必要となる。この関係性を前提としたうえで、今日のミニ・パブリクスの実践は、ミニ・パブリクス外部への影響の行使を当初から目的とした取り組みへとその性格を変えつつある。ミニ・パブリクスの役割も、従来の討議の活性化という役割から、政策決定者に対する政策助言を目指したものに変化しつつある。

ミニ・パブリクスの実践のなかでは、「World Wide Views」と呼ばれる世界規模のミニ・パブリクスの実践が注目される。「World Wide Views」では、世界各国で同テーマをめぐって同日にミニ・パブリクスの討議が実施されその結果は即時に集約される。そして、世界各国の理想的公衆の意見として、議論結果を客観的な数値情報の形で国際機関や国際会議に伝達する試みが行われている (The World Wide Views, 2017)。また「World Wide Views」では、国際連合などの国際機関の実際の政策決定に影響を与えることを目指して、政策決定者が実際に直面している争点に合わせて討論テーマが設定される。



このように、政策決定者への政策助言を目的としたミニ・パブリクスの活用が今日試みられている<sup>9</sup>。

### 3. 非参加者のためにミニ・パブリクスはどうあるべきか

今日のミニ・パブリクスには、熟議に参加できない一般有権者や政策決定者のための参照点となる機能が期待されている。パーキンソンは、この機能を「フォーカル・ポイント」と呼んでいる (Parkinson, 2006, p. 177)。ミニ・パブリクスは、それを取り巻く一般公共圏や政策過程と補完関係を持つことで初めてその意義を発揮することができる。それゆえ、ミニ・パブリクス研究の主眼をミニ・パブリクスの参加者だけではなく、その先にいる熟議の非参加者に向けたものとする必要がある。

これは、ミニ・パブリクスの参加者のみが理解可能な判断を特権的に下すことができることを意味しない。反対に、ミニ・パブリクスの参加者には、熟議の場で対面している参加者のみならず、その場に居ない非参加者にとっても理解できる普遍化可能な理由や根拠を伴った判断を下すことが求められる。ミニ・パブリクスが非参加者の参照点となるために、ミニ・パブリクスの参加者には個人の選好の表明ではなく、客観的な根拠を伴った「判断」(judgment) (Kornhauser and Sager, 1986, pp. 85-87) の提示を担うことが求められる<sup>10</sup>。

#### 理由と結論の間の多様な関係性という課題

ミニ・パブリクスの非参加者や政策決定者に対して、ミニ・パブリクスの実践はどのような情報を提供することが望ましいのか。コーエンは、熟議手続の正統化にとって、熟議と結果のつながりが明白で分かりやすいことの重要性を指摘する (Cohen, 1989, p. 73)。そこで、ミニ・パブリクスには、ミニ・パブリクスの参加者がどのような根拠に着目して結論を導くに至ったのかについての合理的関係を明示できることが要請される。実際のミニ・パブ

リクスでは、参加者は事前に主要な考慮事項を網羅した資料を受け取り熟読するよう促される。参加者は自身に不足していた情報を補ったうえで、すべての評価基準を考慮した判断（all things considered judgment）を下すことが期待されている。

しかし一般に、個人の性格、議題、考慮事項の数に応じて、人間の情報探索と決定方略が多様であることが知られている（Payne, 1993, pp. 20-22）。竹村によれば、決定方略とは、「選択肢の評価および選択肢の採択をどのような心的操作の系列で行うかについての方式」とされる（竹村, 2009, p. 157）。また、「決定方略の概念は、情報探索方略と概念的には区別されるが、現実にはほとんど対応している」とされる（竹村, 2009, p. 157）。なお、以下では各研究領域において異なる呼称で呼ばれている観点、考慮事項、前提判断という概念を同じ意味をもつものとして相互置換的に用いる。竹村は、ペインの議論をもとに次の代表的な6種類の情報探索方略（決定方略）を挙げている。

- (a) 加算（additive）型 各選択肢が全次元にわたって検討されていき、各選択肢の全体的評価がなされ、全体的評価が最良であった選択肢が選ばれる。加算型には、各属性に異なる重みが置かれるもの（荷重加算（weighted additive）型）とそうでないもの（等荷重（equal weight）型）とがある。
- (b) 加算差（additive difference）型 任意の一对の選択肢について、属性ごとに評価値の比較が行われる。選択肢の数が3以上の場合は、一对の比較によって勝ち残ったもの同士がいわばトーナメント方式で順次比較され最終的に残った選択肢が採択される。
- (c) 連結（conjunctive）型<sup>11</sup> 各属性について必要条件が設定され、一つでも必要条件を満たさないものがある場合には他の属性の値にもかかわらずその選択肢の情報処理は打ち切られ、その選択肢は拒絶される。

- (d) 分離 (disjunctive) 型 各属性について十分条件が設定され、一つでも十分条件を満たすものがある場合には他の属性の値にかかわらず、その選択肢が採択される。
- (e) 辞書編纂 (lexicographic) 型 最も重視する属性において最も高い評価値の選択肢が選ばれる。もし最も重視する属性について同順位 of 選択肢が出た場合には、次に重視する属性で判定が行われる。
- (f) EBA (elimination by aspect) 型 属性ごとに必要条件を満たしているかどうか検討され、必要条件をクリアしない選択肢は拒絶される。

(竹村, 2009, pp. 158-59)

加算型と加算差型では、全ての選択肢の属性の情報が考慮されることに加え、ある属性の評価値が低くても他の属性の評価値で補われて総合的な評価が下される。このような決定方略は補償型と呼ばれる。その他の情報探索方略は非補償型と呼ばれ、評価値間の補償関係がない。ミニ・パブリクスの参加者には、熟議の場に居ない非参加者にとっても理解できる普遍化可能な理由や根拠を伴った判断を下すことが求められる。それでは、いずれの情報探索方略が、ミニ・パブリクスの参加者に期待される役割を促進するのだろうか。

### 加算型の情報探索を促す三つの理由

本稿は、ミニ・パブリクスの外部的妥当性を確保するための効果的な処方は、ミニ・パブリクスの参加者に対して調査票の設計や指示を通じて加算型の情報探索を行うように促すことであると提起する。実際のミニ・パブリクスでも、参加者は複数の観点からの情報提示や調査票の設問を通じて、加算型の情報探索を行うように誘導されることが多い。しかし、このような情報探索を促すことの正当化理由については十分検討されてきたとは言えない。本稿は新たに、加算型の情報探索を促すことが正当化される三つの理由を指

摘する。

第一に、理想的公衆としての参加者の規範的地位により加算型の情報探索が要請される。ミニ・パブリクスの参加者は、完全ではないにしろ社会の縮図として選ばれ、また理想的公衆として位置づけられる。フィッシュキンは、自身の開発したミニ・パブリクスの一種である討論型世論調査を念頭に次のように述べる。

討論型世論調査によって見出された現実にはあり得ない世論の表明が、社会の残りの人々に、彼らが真剣にとらえるべき結論を提言する。参加者全員が考えることができる状況で生まれた意見を反映した結論なのだから、真剣にとりあうべきなのだ（フィッシュキン, 2011, p. 51）。

ミニ・パブリクスにおける議論が正統性と影響力をもつためには、ミニ・パブリクスの参加者が、自身が関心をもつ観点からだけで判断を形成することは望ましくない。ミニ・パブリクスの参加者には、熟議フォーラムに参加していない他者が関心をもつかもしれない全ての観点についても考慮した普遍化可能な理由をともなった判断を提示することが要請される。加算型の情報探索を促すことは、参加者がこれまで関心をもってこなかった新たな観点について考慮する機会を与え、参加者が普遍的正当化を目指してできるだけ全ての観点から判断を正当化することを支援する。

第二に、参加者に期待される認識的役割から加算型の情報探索が要請される。ミニ・パブリクスの参加者は、日常の生活から離れて、中立的で十分な量の情報提供を受けることに加え、自身で熟慮する時間と他者との熟議に携わる時間を与えられる（フィッシュキン, 2011, p. 49）。このような機会を与えられたミニ・パブリクスの参加者に期待されることは、公共政策や政治的決定にかかわる時間、情報、機会に恵まれない一般有権者に代わって、市民として必要な情報を精査して公共的に望ましい解を発見する認識的役割である。加算型の情報探索は、判断に必要な情報を偏りなく全ての次元にわたっ

て精査したうえで判断を下すことを要請するため、ミニ・パブリクスの参加者が担う認知的役割を補助することができる。

第三に、加算型の情報探索自体がもつ優れた認知的性能から、加算型の情報探索の採用が要請される。竹村によれば、加算型および加算差型の情報探索では、すべての選択肢の情報が検討対象とされる（竹村，2009, p. 159）。その一方、連結型、分離型、辞書編纂型、EBA型の情報探索では、全ての選択肢の情報が検討されることはなく、選択肢や観点の提示順によって決定結果が異なってしまう不安定性を抱えているとされる（竹村，2009, p. 159）。それゆえ、加算型の情報探索は、それ自体で正確な判断を導くことができる認知的性能に優れた方略といえる。ペインとベットマンによれば、特に、加算型の情報探索方略の一種である荷重加算型の方略は、様々な決定において常に最も正確な判断を導くことができる理想的な方略とされる（Payne and Bettman, 2001, p. 136）。これに続くのが等荷重加算型の方略とされる（竹村，2009, p. 178）。加算型の情報探索自体がもつ優れた認知的性能は、ミニ・パブリクス参加者に他の情報探索方略ではなく加算型の情報探索を促すべき理由を提供する。

なお、加算差型の情報探索方略でも全ての属性について評価が行われる。そのため、第一、第二の理由からは加算差型の方略の採用を推奨する余地がある。しかし、加算差型の方略が（荷重）加算型と同レベルの正確性を実現するために必要な認知的努力（決定方略を用いる際の情報処理の操作数）は、（荷重）加算型の二倍に上ることがある（竹村 他，2015, fig. 5）。そのため、同程度の正確性を得るために必要な認知的努力の少ない加算型の採用をより積極的に検討しうる。

加えて留意すべきは、本稿の提案はミニ・パブリクスの外部にいる非参加者に対して加算型の情報探索を要請していない点である。ミニ・パブリクスの非参加者がどのような情報探索方略を用いるかは個人の裁量に任せるべき事柄である。ミニ・パブリクスの参加者が用いた情報探索方略が一般有権者や政策決定者のそれから乖離してしまうことを否定的にとらえる必要はな

い。この乖離には、規範的に積極的な意義がある。加算型の情報探索を課されたミニ・パブリクスの参加者が理想的公衆として熟議をした結果は、一般有権者や政策決定者にとって現実政治では得られない貴重な参照点となる。

加算型の情報探索は、考慮する観点が限定される他の多くの情報探索方略とは異なり、ミニ・パブリクスの参加者に要請される全ての観点と選択肢を考慮することを支援する。また加算型の情報探索は、他の方略よりも優れた認識的性能を発揮する。以上の理由から、理想的公衆としてのミニ・パブリクス参加者に対して、加算型の情報探索を促すことが正当化されると考えられる。

#### 4. 加算型の情報探索を促すことのデメリット

ここまで、ミニ・パブリクスの参加者に加算型の情報探索を促すことの利点とその正当化根拠について論じてきた。ところが、参加者に加算型の情報探索を求めたうえで観点毎の多数意見を集計しようとする、集団の観点毎の多数意見と集団が導いた結論との間に論理的な不整合が生じてしまう。

##### 論理的不整合の問題

加算型の決定方略を求められた参加者は、各評価基準に合致する回数が最も多い選択肢を望ましい選択肢と判断するかもしれない。このとき参加者たちの判断を集計すると「オストロゴルスキーのパラドクス」(Ostrogorski paradox)として知られる論理的な不整合の問題が生じる(Rae and Daudt, 1976; Shelley, 1984; Bezembinder and Van Acker, 1985; Kelly, 1989)。あるいは、参加者はすぐれた選択肢とは評価基準を全て満たすものであると考えて、論理的推論によって判断を導こうとするかもしれない。この場合、「推論のジレンマ」(discursive dilemma、doctrinal paradox もしくは Poisson paradox)と呼ばれる類似の論理的な不整合の問題が生じてしまう(Kornhauser and Sager, 1986, 1993; Kornhauser, 1992; Brennan, 2001; Pettit, 2001; List

and Pettit, 2002; List, 2005, 2006; Mongin, 2012; Elster, 2013)。両者の違いは、評価基準ごとの判断から結論を導くときの集約方法の違いにある。

	評価基準A	評価基準B	評価基準C	個人の判断(結論)
個人 1	False	False	True	False
個人 2	False	True	False	False
個人 3	True	False	False	False
個人 4	True	True	True	True
個人 5	True	True	True	True
集合的判断	True	True	True	True/False

表1 二値判断の場合のオストロゴルスキーのパラドクス/推論のジレンマの発生

表1は、ある公共政策をめぐる判断を、市民が直接投票で決定するケースを示している。各個人は、この政策が複数の評価基準に照らして適切か(True) 不適切か(False)を判断することを通じ、自身の判断を形成する。いま、評価基準(列)ごとの人々の意見を多数決で集計する(実線矢印)。

### オストロゴルスキーのパラドクス

各個人の判断および集合的判断を導出する際の推論方式(点線矢印)として、多数決が採用されているケースを考える<sup>12</sup>。このとき、評価基準ごとに縦に集計した多数意見について多数決で横に集約した民意(True)と、個人の最終的な判断(結論)のみを縦に多数決で集計した民意(False)とが一致しない状況が発生する。この論理的不整合は「オストロゴルスキーのパラドクス」と呼ばれる<sup>13</sup>。

### 推論のジレンマ

類似する問題として、各個人の判断および集合的判断を導出する際の推論方式(点線矢印)として、 $\text{True} \wedge \text{True} \wedge \text{True} \leftrightarrow \text{True}$ 、それ以外をFalseとする論理積による推論を採用するケースを考える。このとき、評価

基準ごとの判断を多数決で集計したのち論理積を用いた推論で集約した民意 (True) と、各個人が下した判断 (結論) を多数決で集計した民意 (False) が一致しない不整合が発生する。この論理的な不整合は「推論のジレンマ」と名付けられている。「推論のジレンマ」の問題は、2つ以上の部分判断に分解できる複合命題や論理式であらわされた決定をめぐり、3人以上の投票者がいる場合には必ず生じうる (Pettit 2001, p.273; Kornhauser and Sager 2004, p.251)<sup>14</sup>。また、ディートリッヒは、一般的な論理を用いた判断集約全般においてこのジレンマが発生することを明らかにしている (Dietrich, 2007, pp. 538-46)。

表1では、「オストロゴルスキーのパラドクス」および「推論のジレンマ」のいずれにおいても、集団としての最終的結論に論理的な不整合が生じている。考慮事項ごとに多数決を行った結果からは true という結論が導かれる一方、結論について多数決を行うと false という結論を得る。両者は矛盾しており、理由と結論の間の合理的な関係が失われてしまっている。

### 理由の提示を重視した解決策

「オストロゴルスキーのパラドクス」および「推論のジレンマ」を解決する最も単純な方法は、理由についての集計結果を採用するのか、結論についての集計結果を採用するのかを決めてしまうことである。例えば、リストとベティットは「推論のジレンマ」の問題を解決するために、最終結論のみを集計する「結論に基づく決定手続」 (conclusion-based procedure) を採用するか、もしくは考慮事項毎に多数決を行った結果から論理的に推論して集合的結論を導く「前提判断に基づく決定手続」を採用するかを事前に決定しておけば良いと提案する (List and Pettit, 2011, p. 56)。この提案を受け入れたとして、ミニ・パブリクスの実践においてどちらの集計手続を採用すべきであろうか。「結論に基づく決定手続」と「前提判断に基づく決定手続」を実利的に使い分けることをリストらは提唱しているが、その選択基準は示されてこなかった (List and Pettit, 2011, p. 56)。



コーンハウザーとサーガーは、結論のみを集計することは、人々の意思を集計することであるとみなしている (Kornhauser and Sager 2004, p.263)。しかし、ミニ・パブリクスに期待されている参照点の提示という要請に応えるためには、理由について集計を行うべきことが分かる。判断理由の部分について集計を行い公表することで、「オストロゴルスキーのパラドクス」と「推論のジレンマ」の問題を回避しつつ、理想的公衆がどのような根拠に着目して判断を行ったのかを示すことができる。参照点の設定機能を促進するためには、ミニ・パブリクスにおいて「前提判断に基づく決定手続」を用いることが有効である。

ミニ・パブリクスにおいて「前提判断に基づく決定手続」を用いることの利点は、参照点を提供する機能にとどまらない。「前提判断に基づく決定手続」の導入は、ミニ・パブリクスの参加者の認知的負担を軽減することにも有効である。ミニ・パブリクスの各参加者には、十分な情報提供、専門家への質問機会、他の参加者の意見を知る機会、さらに検討の時間が与えられる。そのため、参加者の判断力は一般有権者よりも高まることが期待される。ところが、ミニ・パブリクスに参加する個人も誤りを犯すことがある。前提判断についての誤りは、個人が導く結論に大きな影響を与える（個人ベースで横に集計されるとき）。そのため、「結論に基づく決定手続」ではそのような誤りの影響を大きく受けてしまう。一方、「前提判断に基づく決定手続」では、ある個人の前提判断についての誤りは他の参加者の回答と一緒に集計されるためその影響が薄まることになる（集団の回答の一部として縦に集計されるとき）。このようにして、「前提判断に基づく決定手続」は、集団として認知的に優れた回答を導くことを支援する。

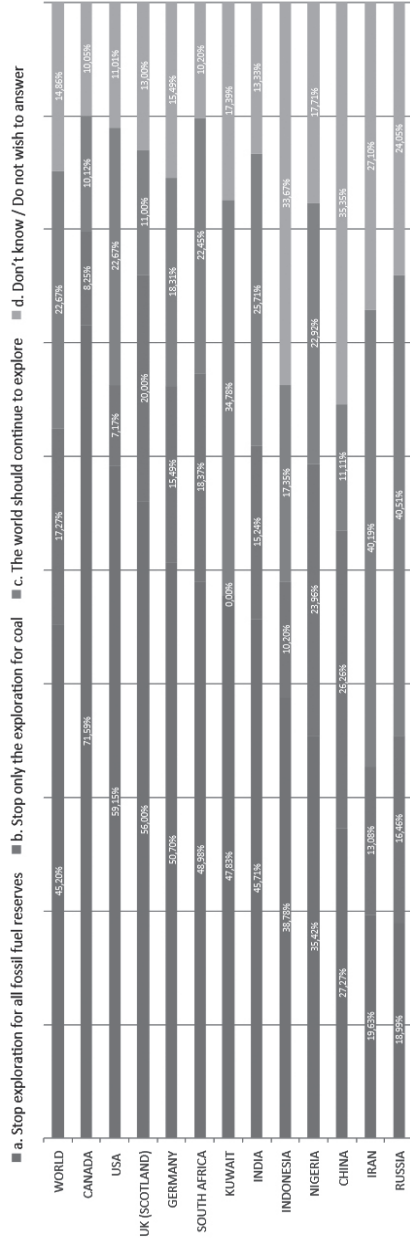
実際のミニ・パブリクスでは、参加者に提示される選択肢や考慮事項は実施者により数個に限定されていることが多い<sup>15</sup>。とはいえ、加算型の情報探索は、参加者にヒューリスティックなどの簡便な情報処理を禁止するものである。そのため、多くの選択肢や考慮事項があるケースでは、参加者の認知的負担が大きくなる問題が生じる。「前提判断に基づく決定手続」は、この

ような参加者の認知的負荷を軽減させることにも有効である。「前提判断に基づく決定手続」では、ミニ・パブリクスの参加者が別々の小グループに分かれ、それぞれの小グループが分割された考慮事項の一部分を担当して検討すること（熟議の分業）が可能になる（坂井, 2015, p. 289）<sup>16</sup>。

一方で、「前提判断に基づく決定手続」を採用することは、一般市民や政策決定者に伝達される情報量の増加をもたらす。この増加した情報量は、ミニ・パブリクスにおける議論の結果を分かりづらく、そして使いにくいものにしてしまう可能性がある<sup>17</sup>。例えば、非常に多様な理由と結論が列挙されたリストを提示されたとしても、一般市民や政策決定者はそのリストを参照点として利用できないであろう。この懸念は、実際にミニ・パブリクスの実践における今日的な課題として認識されており、克服の手段が検討されている。

克服のための一つの手段は、市民の意見を質的データではなく、数量的データとして提示することである。2015年に行われた「World Wide Views」における生物多様性をめぐる世界規模のミニ・パブリクス実践も同様の問題に直面した。「World Wide Views」では、「世界各地から寄せられた多様な提言を統合し明確かつ直接的に公表すること、および政策決定者にも容易に消化でき理解可能なように伝達することは困難であると考え、質的なデータの提示を望む協力機関や研究者がいたにもかかわらず、解決策の検討のセクションを議論の標準的な手続から削除した」ことが明らかにされている（Rask and Worthington, 2015, p. 33）。その代わりに「World Wide Views」により採用された方法が、討議結果の数量的提示による伝達方法である。図1に2015年の「World Wide Views」における討議結果の数量的提示の例を示す<sup>18</sup>。ミニ・パブリクスの結果を集計する「前提判断に基づく決定手続」を通じて得られた多量の情報は、結果の数量的提示という工夫を通じて、一般市民や政策決定者により効果的に伝達することが可能となる。

### 2.5. HOW SHOULD THE WORLD DEAL WITH EXPLORATION FOR NEW FOSSIL FUEL RESERVES?



(図表左側から順に、a. 化石燃料全般の探鉱の中止、b. 石炭の探鉱中止、c. 探鉱を続ける、d. 分からない・答えたくないの回答割合)

図1 World Wide Views 2015 の結果報告書より数量的提示の例： 化石燃料の新規探鉱についての各国参加者の意見<sup>19</sup>

## 5. 理由は公表されているのか

ここまで本稿は、ミニ・パブリクスの参加者に対して加算型の情報探索を促すべき理由および「前提判断に基づく決定手続」を用いた判断集約の有効性について論じてきた。最後に、実際の討論型世論調査を対象に、理由・根拠と結論についての判断がどのように集計され公表されているのか検討する。討論型世論調査は、これまで世界各地で70回以上実施されてきた。ミニ・パブリクスのうちで、討論型世論調査の運営方法は世界共通の規格化が最も進んでいる手法の一つである。しかし、意見聴取や結果の公表方法には多様性がある。実施例のうち、日本の「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」(2012年)、アメリカの「What's Next California」(2011年)、イギリスの「Power 2010」(2010年)で行われた事例を取り上げたい。

討論型世論調査の参加者は、討論用資料の冒頭で自らが社会の縮図として選ばれたことを知らされる。そして、国民として、州民として、市民として、あるいは子や孫に対してなど、私人としてではなく公的な立場で議論に参加し、熟議を行い、判断を下すよう促される。つまり、参加者は私的な選好ではなく公共的な正しさを目指した判断(judgment)を下すよう促される。通常の討論型世論調査においては、参加者全体で意見集約を行うことはしない。しかし、参加者は個人として下した判断を匿名のアンケートにより聴取され、その結果が統計結果の形で広く公開される。以下では、討論型世論調査の参加者が選択肢に対して下した判断の理由や根拠が社会に対してどのように公表されているかに焦点を当てて分析する。

討論型世論調査において、選択理由の調査と公表は様々な形で行われている。一部の調査(アメリカ)では、参加者の個別発言を研究者が引用するといった形式もみられる(The Center for Deliberative Democracy at Stanford University, 2011, pp. 6-18)。しかし、参加者の発言が研究者により選択的に報告書に記される場合には、報告書作成者による恣意的な発言選定の危惧を免れない。直接的、間接的を問わず何らかの方法で、判断とその根拠を調査する事例も多いなか、イギリスの事例のように選択理由を調査・公

表しないケースも存在する (POWER 2010, 2010)。

調査の中には、日本で行われた「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」のように、参加者に選択にあたって重視した評価基準の順位づけをさせ、その結果を公表するものがある (エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 実行委員会, 2012, pp. 15-18)。この調査では、支持を集めた結論がどのような根拠から導かれたかを、根拠間の関係性も含め明確に提示している。原子力発電政策という複数の考慮事項を含む政策について、多次元の判断基準を事前に設定して熟議的プロセスを通じて参加者に意識化させた点は、非参加者に対する参照点の提供というミニ・パブリクスの役割に資するものであり評価できる。その一方で、「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査」の報告書では、参加者が態度変化を生み出したメカニズムについての解明が課題であると認識されており、とくに「トレードオフを意識しての選択か、トレードオフを避けての選択かは、詳細に分析する必要がある」としている (エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 実行委員会, 2012, p. 86)。

以上の選択的なレビューを通じて、討論型世論調査の実践においては、参加者が下した結論部分についての態度変化の測定と公表は行われている一方で、判断理由の調査と公表という点では不徹底の部分が存在することが判明した。これまで行われてきた討論型世論調査の実践のなかには、ミニ・パブリクスの非参加者のための参照点となる機能を部分的にしか果たしていない調査も存在する。熟議過程においてどのような根拠に注目が集まりどれほど支持されたのかという情報を、社会全体における熟議を促進するための重要な情報として調査し数量的データとしてアクセス可能な形で公開していくことが望まれる。

## 6. 結論

本稿では、ミニ・パブリクスの参加者に対して加算型の情報探索を促すべき三つの理由を指摘するとともに、「前提判断に基づく決定手続」が参加者の判断の集計に有効であることを論じてきた。ミニ・パブリクスの参加者に加算型の情報探索を促す第一の理由は、加算型の情報探索が参加者の普遍化可能な理由をともなった判断を促進するからである。第二の理由は、加算型の情報探索が参加者が必要な情報を全て精査することを促進するからである。第三の理由は、加算型の情報探索が他の情報探索方式と比較して優れた認知的推論を実現するからである。これら三つの理由から、ミニ・パブリクスが非参加者のための参照点として機能するために、ミニ・パブリクスの参加者に加算型の情報探索を促すことの有効性が示された。

一方で本稿は、参加者に加算型の情報探索を促したうえで観点毎の多数意見を集計しようとする、集団の観点毎の多数意見と集団が導いた結論との間に論理的な不整合が生じてしまうことを指摘した。「オストロゴルスキーのパラドクス」および「推論のジレンマ」と呼ばれるこの問題を解決するために、本稿は「前提判断に基づく決定手続」という理由の集計を重視した集計方法の有用性を指摘した。最後に、討論型世論調査を例に、実際のミニ・パブリクスにおいて理由と結論の合理的関係性の提示が徹底されているかを検討し、理由と結論の合理的関係性の提示を一層促進していく必要性を指摘した。

今回の分析は、限られた視角と対象に基づくものであるが、ミニ・パブリクスの実践におけるミクロの公共圏とマクロの公共圏の接続という課題を解くための手掛かりの一端を提供するものである。今後、理由と結論についての調査と公表形式について、分析対象とするミニ・パブリクスの事例を増やして検証していくことを課題としたい。

## 参考文献

- Ackerman, B. and Fishkin, J.S. (2002) "Deliberation Day" , *Journal of Political Philosophy*, Vol. 10 No. 2, pp. 129-152.
- Bächtiger, A., Niemeyer, S., Neblo, M., Steenbergen, M.R. and Steiner, J. (2010) "Disentangling Diversity in Deliberative Democracy: Competing Theories, Their Blind Spots and Complementarities" , *Journal of Political Philosophy*, Vol. 18 No. 1, pp. 32-63.
- Bezembinder, T. and Van Acker, P. (1985) "The Ostrogorski Paradox and Its Relation to Nontransitive Choice" , *The Journal of Mathematical Sociology*, Vol. 11 No. 2, pp. 131-158.
- Brennan, G. (2001) "Collective Coherence?" , *International Review of Law and Economics*, Vol. 21 No. 2, pp. 197-211.
- Cohen, J. (1989) "Deliberation and Democratic Legitimacy" , in Hamlin, A. and Pettit, P. (Eds.), *The Good Polity*, Blackwell, Oxford, pp. 67-92.
- Dietrich, F. (2007) "A Generalised Model of Judgment Aggregation" , *Social Choice and Welfare*, Vol. 28 No. 4, pp. 529-565.
- Dryzek, J.S. and Niemeyer, S. (2010) *Foundations and Frontiers of Deliberative Governance*, Oxford University Press, Oxford.
- Elster, J. (2013) *Securities Against Misrule: Juries, Assemblies, Elections*, Cambridge University Press, Cambridge ; New York.
- Elstub, S. and McLaverty, P. (2014) *Deliberative Democracy: Issues and Cases*, Edinburgh University Press, Edinburgh.
- Fung, A. (2003) "Recipes for Public Spheres: Eight Institutional Design Choices and Their Consequences" , *Journal of Political Philosophy*, Vol. 11 No. 3, pp. 338-367.
- Goodin, R.E. and Dryzek, J.S. (2006) "Deliberative Impacts: The Macro-Political Uptake of Mini-Publics" , *Politics & Society*, Vol. 34 No. 2, pp. 219-244.
- Habermas, J. (2006) "Political Communication in Media Society: Does Democracy

- Still Enjoy an Epistemic Dimension? The Impact of Normative Theory on Empirical Research” , *Communication Theory*, Vol. 16 No. 4, pp. 411–426.
- Hendriks, C.M. (2006) “Integrated Deliberation: Reconciling Civil Society’ s Dual Role in Deliberative Democracy” , *Political Studies*, Vol. 54 No. 3, pp. 486–508.
- Kelly, J.S. (1989) “The Ostrogorski paradox”, *Social Choice and Welfare*, Vol. 6 No. 1, pp. 71–76.
- Kornhauser, L.A. (1992) “Modeling Collegial Courts. II. Legal Doctrine” , *Journal of Law, Economics, & Organization*, Vol. 8 No. 3, pp. 441–470.
- Kornhauser, L.A. and Sager, L.G. (1986) “Unpacking the Court” , *The Yale Law Journal*, Vol. 96 No. 1, pp. 82–118.
- Kornhauser, L.A. and Sager, L.G. (1993) “The One and the Many: Adjudication in Collegial Courts” , *California Law Review*, Vol. 81 No. 1, pp. 1–59.
- Kornhauser, L.A. and Sager, L.G. (2004) “The Many as One: Integrity and Group Choice in Paradoxical Cases” , *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 32 No. 3, pp. 249–276.
- Lafont, C. (2014) “Deliberation, Participation, and Democratic Legitimacy: Should Deliberative Mini-publics Shape Public Policy?” , *Journal of Political Philosophy*, Vol. 23 No. 1, pp. 40–63.
- List, C. (2005) “The Probability of Inconsistencies in Complex Collective Decisions” , *Social Choice and Welfare*, Vol. 24 No. 1, pp. 3–32.
- List, C. (2006) “The Discursive Dilemma and Public Reason”, *Ethics*, Vol. 116 No. 2, pp. 362–402.
- List, C. and Pettit, P. (2002) “Aggregating Sets of Judgments: An Impossibility Result” , *Economics and Philosophy*, Vol. 18 No. 1, pp. 89–110.
- List, C. and Pettit, P. (2011) *Group Agency: The Possibility, Design, and Status of Corporate Agents*, Oxford University Press, Oxford.
- Mansbridge, J., Christiano, T., Bohman, J., Chambers, S., Fung, A., Parkinson, J., Thompson, D.F., et al. (2012) “A Systemic Approach to Deliberative



- Democracy” , in Parkinson, J. and Mansbridge, J. (Eds.) *Deliberative Systems : Deliberative Democracy at the Large Scale*, Cambridge University Press, Cambridge, pp. 1-26.
- Mongin, P. (2012) “The Doctrinal Paradox, the Discursive Dilemma, and Logical Aggregation Theory” , *Theory and Decision*, Vol. 73 No. 3, pp. 315-355.
- Nurmi, H. and Meskanen, T. (2000) “Voting Paradoxes and MCDM” , *Group Decision and Negotiation*, Vol. 9 No. 4, pp. 297-313.
- Ober, J. (2013) “Democracy’ s Wisdom: An Aristotelian Middle Way for Collective Judgment” , *American Political Science Review*, Vol. 107 No. 1, pp. 104-122.
- Parkinson, J. (2006) *Deliberating in the Real World: Problems of Legitimacy in Deliberative Democracy*, Oxford University Press, Oxford ; New York.
- Payne, J.W. (1993) *The Adaptive Decision Maker*, Cambridge University Press, Cambridge.
- Payne, J.W. and Bettman, J.R. (2001) “Preferential Choice and Adaptive Strategy Use” , in Gigerenzer, G. and Selten, R. (Eds.), *Bounded Rationality: The Adaptive Toolbox*, MIT Press, Cambridge, Mass.
- Pettit, P. (2001) “Deliberative Democracy and the Discursive Dilemma” , *Philosophical Issues*, Vol. 11 No. 1, pp. 268-299.
- POWER 2010. (2010) “Deliberative Poll | POWER 2010” , *POWER 2010*, available at: <http://www.power2010.org.uk/pages/79/> (accessed 26 December 2013).
- Rae, D.W. and Daudt, H. (1976) “The Ostrogorski Paradox: A Peculiarity of Compound Majority Decision” , *European Journal of Political Research*, Vol. 4 No. 4, pp. 391-398.
- Rask, M. and Worthington, R. (2015) *Governing Biodiversity through Democratic Deliberation*, 1 ed., Routledge, New York.
- Ryfe, D.M. (2005), “Does Deliberative Democracy Work?” , *Annual Review of Political Science*, Vol. 8 No. 1, pp. 49-71.
- Shelley, F.M. (1984) “Notes on Ostrogorski’ s paradox” , *Theory and Decision*, Vol.

- 17 No. 3, pp. 267–273.
- Smith, G. (2009) *Democratic Innovations: Designing Institutions for Citizen Participation*, Cambridge University Press, Cambridge.
- The Center for Deliberative Democracy at Stanford University. (2011) “Report of What’s Next California? : A California Statewide Deliberative Poll for California’s Future” .
- The World Wide Views. (2017) “The World Wide Views method” available at: <http://wwviews.org/the-world-wide-views-method/> (accessed 10 December 2017).
- WWViews Climate and Energy 2015. (2015) “Publications” , available at: <http://climateandenergy.wwviews.org/publications/> (accessed 11 December 2017).
- 秋吉貴雄 (2002) 「NIMBY 問題の解決手法としての参加型政策分析に関する考察」『熊本法学』第 100 号 161-185.
- 内田智 (2013) 「熟議デモクラシー，国境横断的なその制度化の課題と可能性」『年報政治学 2013-II』208-229.
- エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 実行委員会. (2012) 「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 調査報告書」 [http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/kokumingiron/dp/120827\\_01.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/npu/kokumingiron/dp/120827_01.pdf) (参照日 2014 年 2 月 23 日).
- 坂井亮太 (2015) 「『推論的ジレンマ』と熟議の分業：認知的多様性の観点からの処方」『年報政治学 2015-II』279–300.
- 篠藤明德 (2012) 「計画細胞会議（プラヌクスツェレ）」篠原一（編）『討議デモクラシーの挑戦：ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店.
- 篠原一（編）(2012) 『討議デモクラシーの挑戦：ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店.
- 竹村和久 (2009) 『行動意思決定論』日本評論社.
- 竹村和久，原口僚平，玉利祐樹 (2015) 「多属性意思決定過程における決定方略の認知的努力と正確さ：計算機シミュレーションによる行動意思決定論的検討」『認知科学』第 22 卷 3 号 368–388.

田畑真一 (2011)「熟議デモクラシーにおけるミニ・パブリクスの位置づけ」田中愛治、須賀晃一、齋藤純一 (編)『政治経済学の規範理論』勁草書房。

田村哲樹 (2016)「熟議民主主義研究の現在とミニ・パブリックス」『地域社会研究』26号 3-9.

長野基 (2014)「日本の基礎自治体ガバナンスにおける無作為型市民参加の研究：事業評価における取組みを中心として」『年報政治学 2014-II』41-65.

フィッシュキン, J.S. (2011)『人々の声が響き合うとき—熟議空間と民主主義』岩木貴子 (訳) 早川書房。

松尾隆祐 (2016)「影響を受けるものが決定せよ：ステークホルダー・デモクラシーの規範的正当化」『年報政治学 2015-II』356-375.

#### 本文注釈

1. 田村もこの定義を用いている (田村, 2016, p. 3)。
2. ミニ・パブリクスを無作為抽出によるフォーラムに限るか、あるいは自薦を加えるかについては合意がないとする指摘がある (田畑, 2011, p. 268)。しかし、今日では random sampling や sortition という用語がミニ・パブリクスと互換的に使用されており、これは無作為抽出がミニ・パブリクスの構成的要素とされていることの証左と言える。
3. 1980年代に規範的研究が行った熟議が満たすべき基準をめぐる議論に続いて、2000年代には望ましい意見形成を実現するための因果要因や実施デザインを明らかにする実証的研究がなされてきた。バハティガーらは、前者を「タイプI熟議研究」、後者を「タイプII熟議研究」と呼び区別している (Bächtiger et al., 2010, pp. 33-34)。
4. フィッシュキンが構想したミニ・パブリクスの意見をマスメディアを媒介して公共圏に影響を与えるという議論には、内田から懐疑が示されている。内田は、現在のマスメディアの報道にみられる「対立的、劇場的」な報道のフレーミングが、「政治的に能動的ではない聴衆」による報告書の内容の吟味を妨げるとしている (内田, 2013, p. 219)。

5. 代表性への懸念以外にも、なぜミニ・パブリクスの意見が尊重に値するのかを疑問視する見解がラフォントにより表明されている (Lafont, 2014, p. 50)。
6. ピーター・ディーネルによる実践では、無作為抽出された 25 人の市民が、政府機関等から委託された問題について熟議し、モデレーターが会議の結論を取りまとめ「市民鑑定」として公表し委託機関はその実施状況について公表する義務を負う (篠藤, 2012, p. 67)。
7. 他の基準については (Smith, 2009, pp. 12-13)。
8. 必要に応じて無作為抽出をしたサンプルから人口や年齢構成に合わせてオーバーサンプリングをする工夫も行われている (Smith, 2009, p. 84)。
9. ラフォントは、このようなミニ・パブリクスの影響力を直接的に政策決定過程に反映させる構想を、デモクラシーの正統性を毀損するものとして批判する (Lafont, 2014, p. 41)。
10. 「判断は『正しさ (Truth)』の促進にかかわる。すなわち、同じ課題に直面したすべての理にかなった人々が支持するだろう提案にかかわる」とされ、判断の概念は間主観的な選択行為の文脈を表現するため導入されてきた (Kornhauser and Sager, 1986, p. 85)。
11. 連結型の情報探索は、「推論のジレンマ」と同じ構図のように見える。しかし、「推論のジレンマ」の想定では回答者はすべての次元について探索を行うのに対して、連結型の探索ではすべての次元については探索しない。両者は同一でない点に留意されたい。
12. 効用の個人間比較と評価基準の共約可能性を前提としていと考えられる。
13. 従来、「オストロゴルスキーのパラドクス」に関しては、代表制民主主義における投票（選挙）を通じた政党選択の場面が想定されてきた (Rae and Daudt, 1976)。だが、政党選択を目的とする選挙にとどまらず、「オストロゴルスキーのパラドクス」は選択肢を評価する際の評価基準が複数存在するケースにおける集合的選択問題一般にまでその議論の射程を拡大することができる。
14. 要素間の重みづけに違いがあっても、「推論のジレンマ」を排除できないことについては (Kornhauser and Sager 2004, 260-61)。

15. 「ワールドカフェ」方式のように、参加者が一旦すべてのアイデアを提示し検討の俎上に載せたうえで、参加者自身が議論を通じて検討すべき議題や考慮事項の絞り込みを行う例もある。

16. 参加者自身が入りたいグループを選ぶ方法や参加者をランダムに割り振る方法が考えられる。

17. この点は査読者の指摘による。

18. 「World Wide Views」では、識字率の低い地域の市民のために、英語、フランス語、スペイン語、ロシア語、アラビア語、中国語による動画を通じた議題紹介と結果のサマリーも提供されている (WWViews Climate and Energy 2015, 2015)。

19. [http://climateandenergy.wwviews.org/wp-content/uploads/2015/09/WWviews-Result-Report\\_english\\_low.pdf](http://climateandenergy.wwviews.org/wp-content/uploads/2015/09/WWviews-Result-Report_english_low.pdf), p.23 より (参照日 2017 年 12 月 10 日)。

謝辞： 本稿は政治経済学会第5回研究大会（2014年3月3日於早稲田大学）における報告内容を大幅に改訂したものである。二名の匿名の査読者からは多岐にわたる助言をいただき論文を改善させることができた。深く感謝申し上げる。

(さかい りょうた・講師)

